

第38号議案令和2年度海田町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯
決議

庁舎移転事業に係る海田町新庁舎建設工事実施設計変更等業務委託料の執行については、
土壌汚染対策法上、必要な対策の手法や工事費を算出するために必要なものである。

しかしながら、その土壌汚染対策費に係る費用負担について、当町が負担する可能性が
高いことについては疑義がある。

については、その費用負担について当該土地の売主である広島県と十分に協議し、海田町
にとって不利にならないよう、町長以下、関係職員が全力で交渉していただきたい。また、
議会に対しては、その協議内容等に関する報告を丁寧に行うことを求める。

以上決議する。

令和2年6月5日

海 田 町 議 会